

校長発学第16号
昭和41年3月28日

各 部 長
各 学 群 長 殿
各 課 長

防衛大学校長

学生の服務等の細部事項について（通達）

改正 昭和53年4月5日防大総第191号

平成元年5月29日防大総第481号

平成12年4月1日防大総第339号

平成21年3月31日防大総第542号

標記について、学生の服務に関する諸規定以外に必要な服務上の細部事項を別冊のとおり定めたので通達する。

添付書類：別冊「学生の服務等の細部事項」

校長発学第16号（41. 3. 28）別冊

学生の服務等の細部事項

1 学生の席順

- (1) 教室における学生の席順は、席次表（出欠簿に添付）によるものとする。
- (2) 教室の施設又は合併授業等の関係上、席次表により難しいときにおいては班長（合併授業の場合は頭号の班長）は努めて席次表に準じて席次を定めるものとする。

2 出欠簿の提出

- (1) 班長は、出欠を確認した後、出欠簿を授業開始前に教官の机上に提出し、授業終了後教官の認証を受けるものとする。
- (2) 前項の出欠簿には、欠席、遅刻及び早退をインキで記入するものとする。ただし、不確実と思われるものは、鉛筆書とし、授業終了後確認する。
- (3) 特別休暇の場合は、特休と記入する。

3 在学証明書の受領手続

学生は、在学証明書を必要とする場合は、別紙様式により担当指導教官を経て、教務課に願い出て交付を受けるものとする。

4 入院・退院時の手続

- (1) 学生は、入院に際しては、次の各号に掲げる書類を携行しなければならない。
 - ア 防衛大学校学生診療証
 - イ 医官の発行する診療依領書
 - ウ 給食通報（自衛隊病院の場合）又は移動証明書（自衛隊以外の病院の場合）
- (2) 退院に際しては、病院から所定の患者通報を受取り、退院後速やかに前項ア、イの書類を添えて衛生課に届け出るとともに、担当指導教官にその旨を報告するものとする。
- (3) 帰郷療養からの帰校に際しては、主治医の診断書を受取り前項に準じて所定の手続きをとるものとする。
- (4) 通院に際しては、診療依頼書（衛生課発行）を当該病院に持参するとともに、出発又は帰校に際しては、その旨を担当指導教官または大隊当直幹部に報告し、通院の標識を受領又は返納するものとする。通院の連絡書は、その都度医務室

に返納しなければならない。

(5) 転院に際しては、速やかに衛生課に届け出るものとする。

5 診療証の取扱い

学生は、休暇、帰郷療養又は訓練等のため、長期にわたり学校を離れるときは診療証を携行し、帰校したときは速やかに衛生課に返納しなければならない。

6 救急箱

(1) 学生は、救急箱の医薬品を使用するときは、大隊第1係又は大隊週番学生に申し出て、その許可を受けるものとする。

(2) 救急箱の医薬品及び医官の許可した薬品以外（売店で販売する医薬品を除く。）の薬品を使用してはならない。

7 特別食

診断の結果、かゆ食、その他食事療法を指示された者は、医官の発行する証明書を管理施設課給食第1係に提出するものとする。

8 武器手入用具等の保管取扱い

武器手入用具等及び儀礼刀の保管取扱いについては武器に準ずる。

9 常夜燈

学生舎における消燈後の常夜燈は、1筐所のみとし、各階中央燈を使用する。ただし、週番学生室及び便所等は必要に応じその都度点滅して差し支えない。

別紙様式

教務課長	課長補佐	教務係長	指導教官

在 学 証 明 書 発 行 願

本 籍 地			
氏 名		生年月日	平成 年 月 日
学 年	第 学年	小 隊	第 小隊
理 由			
証 明 書 の 種 類			部 数 部

上記の理由により 証明書の発行をお願いします。

平成 年 月 日

氏 名 ⑩

番 号	防大証第 号	発 行 年 月 日	平成 年 月 日
-----	--------	--------------	----------

発行担当者 ⑩